



平成17年2月8日

各 位

会 社 名 株式会社ジャストシステム  
代表者の役職名 代表取締役社長 浮川 和 宣  
( JASDAQ 4 6 8 6 )  
問い合わせ先 取締役経営企画室長兼広報IR室長  
鍋田 毅  
T E L 0 3 - 5 4 1 2 - 3 9 0 0 (代)

## 特許権侵害裁判の判決への控訴に関するお知らせ

平成17年2月1日付の特許権侵害裁判の判決について、下記のとおり控訴をいたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 当該訴訟の控訴及び控訴した裁判所及び年月日  
平成17年2月8日 東京高等裁判所に控訴

2. 当該訴訟を提起した者

- (1) 商号 松下電器産業株式会社
- (2) 所在地 大阪府門真市大字門真1006番地
- (3) 代表者 代表取締役 中村 邦夫

3. 当該訴訟の控訴理由

(1) 訴訟の内容

「ヘルプ」ボタンをマウスでクリックした直後、  
更に「ボタン」等をクリックすると、「ボタン」等の機能説明が表示されると  
いう手順が、松下電器産業株式会社は自社の所有する  
特許に抵触すると主張しております。

(2) 東京地裁の判決内容

東京地裁における判決は、「ヘルプ」ボタンをマウスでクリックした直後、  
更に「ボタン」等をクリックすると、「ボタン」等の機能説明が表示されると  
いう手順が、松下電器産業株式会社所有の特許を侵害すると認定し、

- 1. 「一太郎」「花子」の各製品の製造中止と販売禁止
- 2. 前項記載の製品を廃棄

との判決がされました。

(3) 控訴の理由

当社としては侵害している事実はないと考えており、到底承服できないものです。  
引き続き、争点になっているところについて上級審の判断を仰ぐべく、  
控訴することを決定いたしました。

4. 今後の見通し

当社としては、判決の内容を不服として、本日、控訴の手続きをとっております。  
今後も裁判の中で、当社の主張を立証していきます。  
なお、今回の控訴にともなう今期の業績への影響はございません。

以 上

## 今回の控訴にあたって

本日2月8日、弊社は第一審の判決を不服として控訴いたしました。本件は特許侵害に当たらないと考えております。

そもそも発明の精神は、産業の発達に寄与することを本来の目的としているものであって、発明そのものの権利を乱用することによって技術の発展を阻害するものであってはならないと考えております。(特許法第1条には『発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする』と記述されています)  
本件は、その精神から逸脱して、産業の発達に寄与しない訴訟だと考えております。

また、私たちは、数百万を超えるお客様の利便性を考慮し、ユーザーインターフェースにかかる改善や改良をおこなっております。  
特定の範囲で認められた権利は拡大して適用されるべきではないと考えております。

私どもジャストシステムは、1979年に徳島で創業した会社です。  
創業以来、25年間お客様のために新しい技術の可能性を信じてソフトウェアの研究開発を進めてまいりました。

例えば、ひらがなを漢字に変換する時に、何の疑いもなくスペースキーを押していると思います。これは1983年(昭和58年)に弊社がJS-WORDで最初に考えた仕組みです。当時、ソフトウェアの特許権が認められていなかったために権利化はしませんでした。  
(ソフトウェア特許は特許法の規定上2002年に初めて認められました)

今後も私たちは、特許法の精神を尊び、社会の発展に寄与する新しい技術をご提案してまいりたいと考えております。

今回、非常にたくさんのお客様からメールやFAX等励ましのお言葉をいただきました。社員一同、大変勇気づけられました。心より御礼申し上げます。

一方で、今回の対応につきまして厳しいご意見もいただきました。ご指摘いただいた点につきましては、真摯に受け止め、今後の課題とさせていただきます。最後になりましたが、これからもジャストシステムならびにジャストシステム製品をご愛顧たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社ジャストシステム  
代表取締役社長 浮川和宣